

委託契約に係る個人情報取扱特記条項

この特記条項は、北上市情報管理運用規則（平成17年北上市規則第76号）第22条第2項の規定に基づき事務処理の委託に係る個人情報の保護について、必要な事項を規定する。

（基本的事項）

第1条 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第3条 受託者は業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ委託者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は個人情報取扱特記条項（以下「特記条項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は個人情報管理責任者の指示に従い、特記条項に定める事項を遵守しなければならない。

（再委託の禁止）

第4条 受託者は、個人情報を使用した業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、委託者が書面で承認したときは、個人情報を使用した業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。この場合において、受託者は、個人情報の取扱いに関し、再委託を受けた者に対してこの特記条項と同一の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の複写の禁止又は制限）

第5条 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等（以下「個人情報資料」という。）を複写（複製を含む

む。)してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受託者は、委託者の承認があったときは、個人情報資料を複写することができる。この場合において、複写する件数は、委託者の承認事項とする。

(事故発生時における報告)

第6条 受託者は、盗難又は不正な複写等の事故が発生したときは、速やかに委託者に連絡し、委託者の指示に従うものとする。

(個人情報の授受、搬送等)

第7条 受託者は、委託者との間で個人情報資料を授受、搬送等をするときは、盗難又は不正な複写が行われないように、当該職員の間で直接手渡し、書留郵便その他確実な方法で行わなければならない。

(安全管理)

第8条 受託者は、この契約による業務の実施により知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(利用提供制限)

第9条 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(返却又は廃棄)

第10条 受託者は、業務の処理を完了したときは、業務を処理するために委託者から引き渡され、又は受託者自らが収集若しくは作成した個人情報資料を委託者の指示により直ちに返却し、又は廃棄するとともに、その旨を書面で委託者に通知しなければならない。

(従事者への教育)

第11条 受託者は、業務従事者に対して、個人情報の扱いについて十分な教育を施すとともに、次の事項を周知させなければならない。

- (1) 在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと。
- (2) 契約の目的以外に使用してはならないこと。
- (3) 個人情報を漏えい又は盗用をしたときは、刑事事件として懲役又は罰金が科されるものであること。
- (4) その他個人情報の保護に関し必要な事項

(実地調査等)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の業務の処理状況について実地調査し、若しくは立ち合わせ、又は業務の処理を監督することができる。